

東京医療保健大学後援会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、東京医療保健大学後援会と称する。
- 第2条 本会は、東京医療保健大学の建学の精神並びに教育研究の趣旨に賛同し、その向上に協力して、東京医療保健大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は、東京医療保健大学内に置く。

第2章 事業

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- 1 東京医療保健大学学生の福利厚生への援助
 - 2 東京医療保健大学学生の課外活動等への援助
 - 3 東京医療保健大学学生の就職への援助
 - 4 東京医療保健大学の施設・設備及び教育への援助
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本会は、次の会員をもって構成する。
- 1 保護者会員 東京医療保健大学学生の保護者
 - 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、総会で認められた者
 - 3 名誉会員 会の発展に寄与した者で、総会で認められた者

第4章 役員及び職員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事 若干名
 - 4 幹事 若干名 各学科教員代表及び大学職員
 - 5 会計監査 2名
 - 6 顧問 若干名
- 第7条 役員を選出方法及び役員の職務は、次のとおりとする。
- 1 会長は総会で選出する。会長は会務を総括し、会議の議長となる。
 - 2 副会長は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 理事は保護者会員の中から会長が選出し、総会の承認を得るものとする。
 - 4 幹事は、大学からの推薦により、総会で選出する。幹事は、役員会を構成する。
 - 5 会計監査は総会で選出する。会計監査は本会の会計を監査する。
 - 6 顧問は役員会が推薦し、会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了となった場合でも、後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

第9条 本会の事務を処理するため、書記・会計若干名を東京医療保健大学の職員の中から理事長が委嘱する。

第5章 会費及び会計

第10条 本会の運営は、会費、寄附金及びその他の収入をもって行う。

第11条 保護者会員は、会費年額20,000円を納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会議

第13条 本会は、年1回定期総会を開催し、会務を報告し、予算及び決算を審議する。

第14条 本会は、定期総会の他に、会長が必要と認めたときは、臨時総会及び役員会を開くことができる。

第15条 会議の議決は、出席者の過半数による。可否同数の時は議長がこれを決定する。

第16条 本会の規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本規約は平成17年4月1日より実施する。

本規約は平成18年2月15日より実施する。

本規約は平成20年6月24日より実施する。

本規約は平成22年6月29日より実施する。

本規約は平成30年7月7日より実施する。